



厚生労働省発職第 0323003 号

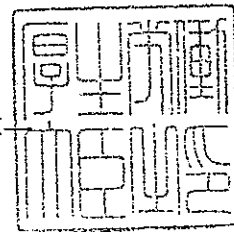
労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成21年3月23日

厚生労働大臣 舛添 要



雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用調整助成金制度の改正

一 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金制度の改正

- (一) 雇用調整助成金を活用して休業等を実施した事業主であつて、被保険者を解雇せず、期間の定めのある労働契約を締結する労働者（以下「有期契約労働者」という。）及び派遣労働者の雇用を維持する事業主に対する助成率を、当分の間、三分の二から四分の三に引き上げるものとする。

- (二) 中小企業緊急雇用安定助成金を活用して休業等を実施した事業主であつて、被保険者を解雇せず、有期契約労働者及び派遣労働者の雇用を維持する事業主に対する助成率を、当分の間、五分の四から十分の九に引き上げるものとする。

二 残業削減雇用維持奨励金制度の創設

- (一) 残業削減雇用維持奨励金を、当分の間、創設するものとする。

- (二) 残業削減雇用維持奨励金は、次のいずれにも該当する事業主に対して支給するものとする。

イ 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業所において、急激に事業活動の

縮小を余儀なくされた事業主であること。

ロ ハの届出の際に当該事業主が指定した日から起算して一年までの間（以下「対象期間」という）。

（）に、イの事業所の労働者に係る時間外労働を職業安定局長が定める基準に従って削減した事業主であること。

ハ ロに規定する時間外労働の削減について、あらかじめ、都道府県労働局長に届け出た事業主であること。

ニ ハの届出の日から対象期間の末日までの間（以下「基準期間」という。）において、イの事業所の被保険者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ホ イの事業所において役務の提供を行っていた派遣労働者又は有期契約労働者であつて基準期間に離職したものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

(三) 残業削減雇用維持奨励金の額は、次に定める額とすること。

イ 派遣労働者（二）ハの届出の日の翌日以降に役務の提供を開始したものを除く。）百人までについ

ては、一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十五万円）

ロ 有期契約労働者（二ハの届出の日の翌日以降に雇い入れられたものを除く。）百人までについて

は、一人につき二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。